6　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　(1)　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款に基づいて行う生産物又は役務の供給から生ずる所得に関するすべてのインドネシアの財政課徴金及び租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社自身の資材及び設備であって付表１欄に掲げる事業計画の実施に必要なものの輸入及び再輸出に関するすべてのインドネシアの関税及び関連の財政課徴金を負担する。

8　インドネシア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って、適正にかつ専ら付表１欄に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表１欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びインドネシア共和国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び付表１欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び付表１欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ閣下

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第一期）	三百六十九億九千四百万円	一・四	十年の据置期間の後二十年	九年
2　ルムットバライ地熱発電計画	二百六十九億六千六百万円	一・三	十年の据置期間の後三十年	八年
		コンサルタントに対する支払部分　〇・〇一		
3　マミナサタ広域都市圏廃棄物管理計画	三十五億四千三百万円	〇・六五	十年の据置期間の後三十年	八年
		コンサルタントに対する支払部分　〇・〇一		
総　額	六百七十五億三百万円			

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長　Ｔ・Ｍ・ハムザ・タイブ

在インドネシア共和国
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○外務省告示第二百十一号

平成二十二年三月二十四日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百八十七億九千二百万円（三八、七九二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　それぞれの支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後、付表の１及び２に掲げる事業計画については九年、付表の３に掲げる事業計画については八年、付表の４に掲げる事業計画については七年とする。